

第 1 3 号 議 案

新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正  
する条例

新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年新宿区条例  
第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「子ども総合センター子ども家庭支援課」  
を「子ども総合センター子ども相談支援課」に改め、同号イ中「第  
12 条第 2 項」を「第 12 条第 3 項」に改め、同項第 2 号中「子ども  
総合センター子ども家庭支援課」を「子ども総合センター子ども相  
談支援課」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、児童相談所等現業手当の支給に係る対象組織の  
名称を改めるほか、規定を整備する必要があるため